

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入(住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。)に必要な資金について、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことを目的とする。</p> <p>2 住宅金融公庫は、前項に規定するもののほか、<u>産業労働者住宅資金</u>融通法(昭和二十八年法律第六十三号)に基づき<u>産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること</u>、及び住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)以下「<u>保険法</u>」という。)に基づき<u>金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>3 住宅金融公庫は、前二項に規定するもののほか、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。</p> <p>(資本金)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政府は、前項の規定により公庫がその資本金を増加する場合において、予算に定める金額の範囲内で、公庫に出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入(住宅の用に供する土地又は借地権の取得及び土地の造成を含む。)に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。</p> <p>2 住宅金融公庫は、前項に規定するものの外、<u>産業労働者住宅資金</u>融通法(昭和二十八年法律第六十三号)に基づき<u>産業労働者住宅の建設に必要な資金を融通すること</u>、及び住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)に基づき<u>金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付けにつき保険を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>3 住宅金融公庫は、前二項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。</p> <p>(資本金)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政府は、前項の規定により公庫がその資本金を増加する場合において、予算に定める金額の範囲内で、公庫に出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又</p>

は一部が第二十六条の三第一項の規定により第二十六条の第二項第二号に掲げる債権譲受けの業務、同号に掲げる債務保証特定保険の業務又は同項第三号に掲げる保険の業務に関して設けられた基金に充てるべきものであるときは、それぞれの金額を示すものとする。

4～6 (略)

(業務の範囲)

第十七条 (略)

2～8 (略)

9 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、住宅の建設又は既存住宅の購入に必要な資金(当該住宅の建設又は既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権について、次の業務を行う。

一 当該貸付債権の譲受け(以下「債権譲受け」という。)

二 当該貸付債権(保険法第五条第二項に規定する債務保証特定保険関係(以下単に「債務保証特定保険関係」という。))が成立した貸付けに係るものに限り、その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずる主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「債務保証」という。)

10～12 (略)

13 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一～三 (略)

四 貸付金(譲り受けた貸付債権又は保険法第五条第一項に規定する特定保険関係(以下単に「特定保険関係」という。))が成立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係るものを含む。)の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有

は一部が住宅融資保険法(以下「保険法」という。)による保険の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

4～6 (略)

(業務の範囲)

第十七条 (略)

2～8 (略)

9 公庫は、第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一～三 (略)

四 貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理(建設中若しくは改良中の住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等又は造成中の土地、整備中の関連公共施設若しくは宅地防災工事中の土地についてそれらの円滑な

権以外の財産権の管理（建設中若しくは改良中の住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等又は造成中の土地、整備中の関連公共施設若しくは宅地防災工事中の土地についてそれらの円滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事若しくは改良工事又は造成工事、整備工事若しくは宅地防災工事を含む。）及び処分

（貸付けを受けるべき者の選定）

第十八条 公庫は、前条第一項、第二項、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定による貸付けの業務を行う場合においては、貸付けの申込みをした者（以下「申込者」という。）の貸付希望金額、申込者の元利金の償還の見込み及び前条第一項第一号又は第二号に該当する者についてはその住宅を必要とする事由、同項第三号若しくは第四号に該当する者又は同条第四項若しくは第十一項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその事業の内容、工事の計画その他資金の貸付けに必要な事項、同条第五項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその改良を必要とする事由をそれぞれ十分に審査し、かつ、申込者の総数及び申込みに係る貸付希望金額の総額を参酌して、公庫から資金の貸付けを受けるべき者を公正に選ばなければならない。

（住宅の基準）

第十八条の二 第十七条第一項、第十一項及び第十二項の規定による貸付金に係る住宅（既存住宅を除く。）は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、主務省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。

（貸付金額の限度）

第二十条 （略）

2）4 （略）

5 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分（政令で定める住宅に係るもの）

処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事若しくは改良工事又は造成工事、整備工事若しくは宅地防災工事を含む。）及び処分

（貸付けを受けるべき者の選定）

第十八条 公庫は、前条第一項、第二項、第四項から第八項まで、第十項及び第十一項の規定による貸付けの業務を行う場合においては、貸付けの申込みをした者（以下「申込者」という。）の貸付希望金額、申込者の元利金の償還の見込み及び前条第一項第一号又は第二号に該当する者についてはその住宅を必要とする事由、同項第三号若しくは第四号に該当する者又は同条第四項若しくは第十項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその事業の内容、工事の計画その他資金の貸付けに必要な事項、同条第五項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその改良を必要とする事由をそれぞれ十分に審査し、かつ、申込者の総数及び申込みに係る貸付希望金額の総額を参酌して、公庫から資金の貸付けを受けるべき者を公正に選ばなければならない。

（住宅の基準）

第十八条の二 第十七条第一項、第十項及び第十一項の規定による貸付金に係る住宅（既存住宅を除く。）は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、主務省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。

（貸付金額の限度）

第二十条 （略）

2）4 （略）

5 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分（政令で定める住宅に係るもの）

ものを除く。)に係るものの金額の限度は、当該住宅部分に係る住宅の建設費及び住宅の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権の価額の八割に相当する金額とする。

6) 9 (略)

(貸付金の利率及び償還期間)

第二十一条 第十七条第一項、第二項、第四項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるもの及び同条第六項から第八項までの規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	利率	償還期間	据置期間
一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
七	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
八	第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分(第二十條第五項の政令で定める住宅に係るものを除く。)		当初期間につき、年五・五パーセント以内で公庫の定める率	三十五年以内	

を除く。)に係るものの金額の限度は、当該住宅部分に係る住宅の建設費及び住宅の建設に付随して新たに取得を必要とする土地又は借地権の価額の八割に相当する金額とする。

6) 9 (略)

(貸付金の利率及び償還期間)

第二十一条 第十七条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項又は第十一項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるもの及び同条第六項から第八項までの規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	利率	償還期間	据置期間
一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
六	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
七	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
八	第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分(第二十條第五項の政令で定める住宅に係るものを除く。)		当初期間につき、年五・五パーセント以内で公庫の定める率	三十五年以内	

2 (略)

3 公庫は、第十七条第一項、第二項第一号、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住するため住宅を必要とするもの又は同条第五項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住する住宅の改良を行うもののうち、当初期間経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後の期間の全部又は一部につき、その利率を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

4 8 (略)

(貸付金の償還期間の特例等)

第二十一条の二 公庫は、第十七条第六項に規定する災害により滅失した住宅を当該災害の当時所有し、又は使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に、住宅（同条第一項第一号の規定に該当する者が建設し、又は購入する住宅に限る。）を建設し、若しくは購入し、又は合理的土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十一項の規定により、これらの者に住宅の建設若しくは購入、合理的土地利用耐火建築物等の建設又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内の据置期間を設けることができる。

2 (略)

(貸付金の償還方法)

第二十一条の四 公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。ただし、第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する者に係る貸付金又は同条第四項若しくは第十一項の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができる。

2 (略)

3 公庫は、第十七条第一項、第二項第一号、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住するため住宅を必要とするもの又は同条第五項の規定による貸付けを受けた者で自ら居住する住宅の改良を行うもののうち、当初期間経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後の期間の全部又は一部につき、その利率を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

4 8 (略)

(貸付金の償還期間の特例等)

第二十一条の二 公庫は、第十七条第六項に規定する災害により滅失した住宅を当該災害の当時所有し、又は使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に、住宅（同条第一項第一号の規定に該当する者が建設し、又は購入する住宅に限る。）を建設し、若しくは購入し、又は合理的土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十項の規定により、これらの者に住宅の建設若しくは購入、合理的土地利用耐火建築物等の建設又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内の据置期間を設けることができる。

2 (略)

(貸付金の償還方法)

第二十一条の四 公庫の貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。ただし、第十七条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当する者に係る貸付金又は同条第四項若しくは第十項の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によらないことができる。

る。

2 (略)  
3 (略)

一三 (略)

四 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者が、貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等、土地その他の不動産、借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

五 (略)

六 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等が公庫の定める用途以外の用途に供せられたとき。

七 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するものが第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項の規定に違反したとき。

八 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者が第三十五条の二第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又は第三十五条の三第一項の規定に違反したとき。

2 (略)  
3 (略)

一三 (略)

四 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項まで、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者が、貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等、土地その他の不動産、借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

五 (略)

六 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等が公庫の定める用途以外の用途に供せられたとき。

七 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するものが第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項の規定に違反したとき。

八 第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者が第三十五条の二第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又は第三十五条の三第一項の規定に違反したとき。

九（略）

4（略）

（貸付金の償還方法等の特例）

第二十一条の五 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物（建替えに係るものに限る。）の住宅部分（高齢者（主務省令で定める年齢以上の者に限る。以下この条において同じ。）が自ら居住する住宅に係るものに限る。）に係るものの償還は、第二十一条第一項及び第七項並びに前条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者（二人以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者のすべて）の死亡時に一括償還をすることができ

（住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮）

第二十二条の二 公庫は、第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条の規定により日本郵政公社があつせんするもの（以下「住宅積立郵便貯金の預金者」という。）に対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

（住宅積立郵便貯金の貯金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例）

第二十二条の三（略）

一（略）

二 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの

九（略）

4（略）

（貸付金の償還方法等の特例）

第二十一条の五 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲げる建築物（建替えに係るものに限る。）の住宅部分（高齢者（主務省令で定める年齢以上の者に限る。以下この条において同じ。）が自ら居住する住宅に係るものに限る。）に係るものの償還は、第二十一条第一項及び第七項並びに前条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者（二人以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者のすべて）の死亡時に一括償還をすることができ

（住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮）

第二十二条の二 公庫は、第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十一項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条の規定により日本郵政公社があつせんするもの（以下「住宅積立郵便貯金の預金者」という。）に対する業務については、毎事業年度の開始前にあらかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

（住宅積立郵便貯金の貯金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例）

第二十二条の三（略）

一（略）

二 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの

2) 4 (略)

(貸付手数料等)

第二十二條の四 (略)

2 公庫は、政令で定めるところにより、その貸付けに係る元利金の支払方法の変更を行う者から、その変更の際に必要な事務(第二十七條の七第一項の規定により信託の受託者から受託して行う事務を含む。)に要する費用の額を超えない範囲内において政令で定める額の支払方法変更手数料を徴収することができる。

(業務の委託)

第二十三條 公庫は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める業務(貸付けの決定を除く。)を委託することができる。この場合において、第四号に規定する政令で定める法人に対し、同号に定める業務のうち同号ホからりまでに掲げる業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人 次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ イに規定する元利金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

三 (略)

イ 特定保険関係が成立した貸付けについて商法第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ (略)

四 (略)

イ) 二 (略)

2) 4 (略)

(貸付手数料等)

第二十二條の四 (略)

2 公庫は、政令で定めるところにより、元利金の支払方法の変更を行う者から、その変更の際に必要な事務(第二十七條の七第一項の規定により信託の受託者から受託して行う事務を含む。)に要する費用の額を超えない範囲内において政令で定める額の支払方法変更手数料を徴収することができる。

(業務の委託)

第二十三條 公庫は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める業務(貸付けの決定を除く。)を委託することができる。この場合において、第三号に規定する政令で定める法人に対し、同号に定める業務のうち同号ホからりまでに掲げる業務を委託しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 (略)

イ 保険法第五条に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ (略)

三 (略)

イ) 二 (略)



ホ 第十七条第五項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定による貸付けに関する申込みの受理及び審査

へーリ (略)

2) 5 (略)

6 第一項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。

7 受託者たる金融機関又は第一項第二号若しくは第四号に規定する政令で定める法人（以下「金融機関等」という。）の役員又は職員であつて同項の規定による委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

8 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十七条第九項に規定する業務、同条第十三項第四号（譲り受けた貸付債権又は特定保険関係が成立した貸付けについて商法第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。）に規定する業務及び保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

9 公庫は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十条（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二項から第七項までの規定は、この場合について準用する。

（業務方法書）

第二十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、貸付手数料の徴収の方法、元利金の回収の方法、貸付けをすることができる住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅

ホ 第十七条第五項から第八項まで、第十項及び第十一項の規定による貸付けに関する申込みの受理及び審査

へーリ (略)

2) 5 (略)

6 受託者たる金融機関又は第一項第三号に規定する政令で定める法人（以下「金融機関等」という。）の役員又は職員であつて同項の規定による委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

7 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までは、この場合について準用する。

8 公庫は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十条（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

（業務方法書）

第二十四条 (略)

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、貸付手数料の徴収の方法、元利金の回収の方法、貸付けをすることができる住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅

又は合理的土地利用耐火建築物等の規模及び規格に関する基準、貸付けをすることができる土地の造成に関する基準、貸付けをすることができる土地の改良に関する基準、貸付けをすることができる土地の造成に関する基準、委託業務又は受託業務に関する準則並びに貸付金の利率、抵当権の設定、火災保険契約の締結、貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の維持補修の義務、貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の大修繕又は改築に対する公庫の承認その他の貸付けの条件、第十七条第九項に規定する貸付債権に係る住宅の規模及び規格に関する基準その他同項に規定する業務の処理に関する準則並びに第十七条第十三項各号に規定する業務を行う場合においては当該業務の処理に関する準則並びに保険法による保険の業務の処理に関する準則を記載しなければならない。

(特別勘定)

第二十六条の二 公庫は、次に掲げる業務については、それぞれ特別勘定を設けて経理しなければならない。

一 勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する勤労者又は同項に規定する公務員に対する同項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)の業務

二 債権譲受けの業務、債務保証の業務及び保険法による債務保証特定保険(債務保証特定保険関係に係る保険をいう。以下同じ。)の業務

三 保険法による保険の業務(債務保証特定保険の業務を除く。)

又は合理的土地利用耐火建築物等の規模及び規格に関する基準、貸付けをすることができる土地の造成に関する基準、貸付けをすることができる土地の改良に関する基準、貸付けをすることができる土地の造成に関する基準、委託業務又は受託業務に関する準則並びに貸付金の利率、抵当権の設定、火災保険契約の締結、貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の維持補修の義務、貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅、合理的土地利用耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の大修繕又は改築に対する公庫の承認その他の貸付けの条件並びに第十七条第十二項各号に規定する業務を行う場合においては当該業務の処理に関する準則並びに保険法による保険の業務の処理に関する準則を記載しなければならない。

(特別勘定)

第二十六条の二 公庫は、勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する勤労者又は同項に規定する公務員に対する同項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)の業務及び保険法による保険の業務については、それぞれ特別勘定を設けて経理しなければならない。

2 | 保険法による保険の業務に係る特別勘定においては、第五条第三項後段の規定により政府が示した金額に相当する金額をもつて基金としなければならない。

2| 前項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、主務省令で定めるところにより、その全部又は一部を積立金として積み立てなければならない。

3| 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取り崩して整理するものとし、なお、損失が埋められないときは、その額を損失の繰越しとして整理するものとする。

4| 前項の規定により損失を埋める場合を除いては、第二項の積立金を取り崩してはならない。

5| 前各項に定めるもののほか、第一項の特別勘定の経理に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(基金)

第二十六条の三 公庫は、債権譲受けの業務、債務保証特定保険の業務及び前条第一項第三号に掲げる保険の業務に關してそれぞれ基金を設け、第五条第三項の規定により政府がそれぞれ当該基金に充てるべきものとして示した金額に相当する金額と次項及び第三項の規定によりそれぞれ当該基金に組み入れられた金額との合計額をもつてこれに充てるものとする。

2| 公庫は、前項の基金のそれぞれに充てるため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、資本金（既に同項のそれぞれの基金に充てるべきものとして示され、又は組み入れられたものを除く。）の一部をそれぞれの基金に組み入れることができる。

3| 公庫は、債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る基金に充てるため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、前条第一項第三号に掲げる保険の業務に係る基金の一部を減額し、これに相当する額を債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る基金に組み入れることができる。

(国庫納付金)

第二十七条 (略)

3| 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

4| 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取り崩して整理するものとし、なお、損失がうめられないときは、その額を損失の繰越しとして整理するものとする。

5| 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第三項の積立金を取り崩してはならない。

(国庫納付金)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の利益金を納付する場合における損益計算は、第二十六条の二第一項の特別勘定の損益(同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額)を控除して行うものとするほか、第一項の利益金の計算の方法並びに納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十七条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から借入金をする事ができる。公庫は、第三項、第六項及び第七項に規定するものを除くほか、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2・3 (略)

4 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

6・8 (略)

9 公庫は、第六項の規定による長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に委託することができる。

(債券の発行)

第二十七条の三 (略)

2 (略)

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第六項の資金を調達するため、住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。

2 (略)

3 第一項の利益金を納付する場合における損益計算は、前条第一項の特別勘定の損益を控除して行うものとするほか、第一項の利益金の計算の方法並びに納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十七条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から借入金をする事ができる。公庫は、第三項、第五項及び第六項に規定するものを除くほか、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2・3 (略)

4 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

5・7 (略)

8 公庫は、第五項の規定による長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に委託することができる。

(債券の発行)

第二十七条の三 (略)

2 (略)

3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第五項の資金を調達するため、住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行することができる。

4 (略)

一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第一項、第二項第一号、第十一項又は第十二項の規定による貸付けを受けることを希望するもの

二・三 (略)

5~9 (略)

(公庫債券の担保のための貸付債権の信託)

第二十七条の五 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権(譲り受けた貸付債権を含む。第二十七條の七第一項において同じ。)の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第二十七条の六 公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付け(財形住宅貸付けを除く。)又は債権譲受けに要する資金を調達するため、それぞれ当該貸付け又は債権譲受けに係る貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

2 (略)

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十七条の七 (略)

2 公庫は、第二十三条第一項第一号に規定する主務省令で定める金融機関又は同項第二号に規定する主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人に対し、前項の規定により受託した同項各号に掲げる業務(公庫の貸付けに係る貸付債権に関する業務にあつては、支払方法変更手数料の徴収を含む。)を委託することができる。同条第二項から第七項までの規定は、この場合について準用する。

4 (略)

一 自ら居住するため住宅を必要とする者であつて、第十七条第一項、第二項第一号、第十項又は第十一項の規定による貸付けを受けることを希望するもの

二・三 (略)

5~9 (略)

(公庫債券の担保のための貸付債権の信託)

第二十七条の五 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券に係る債務(前条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

(資金の調達のための貸付債権の信託等)

第二十七条の六 公庫は、主務大臣の認可を受けて、貸付け(財形住宅貸付けを除く。)に要する資金を調達するため、その貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

2 (略)

(信託の受託者からの業務の受託等)

第二十七条の七 (略)

2 公庫は、第二十三条第一項第一号に規定する主務省令で定める金融機関に対し、前項の規定により受託した同項各号に掲げる業務(支払方法変更手数料の徴収を含む。)を委託することができる。同条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

3 | 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受

託した同項各号に掲げる業務（譲り受けた貸付債権に係るものに限る。）を委託することができる。第二十三条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

（報告及び検査）

第三十二条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者たる金融機関等若しくは地方公共団体（第二十三条第八項若しくは第九項又は第二十七条の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等又は地方公共団体を含む。）若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関（以下この章において「受託者等」という。）又は第十七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの、同条第四項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの（以下この項において「貸付けを受けた法人等」という。）に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫、受託者等若しくは貸付けを受けた法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者等に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた法人等に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2・3 （略）

（権限の委任）

第三十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。ただし、受託者等たる地方公共団体又は第二十三条第一項第四号に規定する政令で定める法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げる業務及び同条第九項又は融通法第十条第一項の規定により委託を受けて行う同号ホからチまでに掲げる業務に相当する業務の範

（報告及び検査）

第三十二条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者たる金融機関等若しくは地方公共団体（第二十三条第七項若しくは第八項又は第二十七条の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等又は地方公共団体を含む。）若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関（以下この章において「受託者等」という。）又は第十七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの、同条第四項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項の規定による貸付けを受けた者で同項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの（以下この項において「貸付けを受けた法人等」という。）に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫、受託者等若しくは貸付けを受けた法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者等に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた法人等に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2・3 （略）

（権限の委任）

第三十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による公庫又は受託者等に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。ただし、受託者等たる地方公共団体又は第二十三条第一項第三号に規定する政令で定める法人に対する立入検査については、同号ホからリまでに掲げる業務及び同条第八項又は融通法第十条第一項の規定により委託を受けて行う同号ホからチまでに掲げる業務に相当する業務の範

圈内に限る。

2 4 (略)

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 (略)

2 3 (略)

4 第十七条第五項から第七項まで、第十一項又は第十二項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、賃借人の資格、賃借人の選定方法、家賃その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅又は当該住宅の建設若しくは購入に付随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るものを他人に譲渡するときは、譲受人の資格、譲受人の選定方法、譲渡価額その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

4 (略)

(土地あつせん手数料)

第三十六条 公庫は、第十七条第十三項第二号に規定する業務を行う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつせん手数料を徴収することができる。

(貸金業の規制等に関する法律の適用除外)

第四十条 公庫が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者から主務省令で定めるところにより債権譲受けを行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

圈内に限る。

2 4 (略)

(賃借人の選定及び家賃)

第三十五条 (略)

2 3 (略)

4 第十七条第五項から第七項まで、第十項又は第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、賃借人の資格、賃借人の選定方法、家賃その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

(譲受人の選定及び譲渡価額)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅又は当該住宅の建設若しくは購入に付随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るものを他人に譲渡するときは、譲受人の資格、譲受人の選定方法、譲渡価額その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従つてなければならない。

4 (略)

(土地あつせん手数料)

第三十六条 公庫は、第十七条第十二項第二号に規定する業務を行う場合においては、主務大臣の認可を受けて、土地あつせん手数料を徴収することができる。

第四十条から第四十三条まで 削除

第四十一条から第四十三条まで 削除

第四十七条 受託者たる金融機関等（第二十三条第九項又は第二十七條の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等を含む。）が第二十三条第五項（同条第九項又は第二十七條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした金融機関等の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処す。

第四十八条 公庫又は受託者たる金融機関等（第二十三条第八項若しくは第九項又は第二十七條の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等を含む。）若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関が第三十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公庫又は金融機関等若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処す。

附則

1 6 (略)

7 (略)

一 (略)

二 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの（自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二條の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金に限る。）

8 10 (略)

11 公庫は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十五条第一項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第七項までの規定は、この場

第四十七条 受託者たる金融機関等（第二十三条第八項又は第二十七條の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等を含む。）が第二十三条第五項（同条第八項又は第二十七條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした金融機関等の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処す。

第四十八条 公庫又は受託者たる金融機関等（第二十三条第七項若しくは第八項又は第二十七條の七第二項の規定により委託を受けた金融機関等を含む。）若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関が第三十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした公庫又は金融機関等若しくは融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関の役員又は職員を三十万円以下の罰金に処す。

附則

1 6 (略)

7 (略)

一 (略)

二 第十七条第十項又は第十一項の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの（自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二條の三第一項に規定する者以外のものに対する貸付金に限る。）

8 10 (略)

11 公庫は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十五条第一項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第六項までの規定は、この場



合について準用する。

12 前項の規定により公庫が年金資金運用基金から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項中、「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、第三十二条の二第一項中「同条第九項」とあるのは、「同条第九項若しくは附則第十一項」と、第四十七条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」とする。

13  
17 (略)

合について準用する。

12 前項の規定により公庫が年金資金運用基金から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項中、「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、第三十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは、「同条第八項若しくは附則第十一項」と、第四十七条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」と、第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは、「、第二十七条の七第二項又は附則第十一項」とする。

13  
17 (略)

改 正 案	現 行
<p>（保険価額、保険事故及び保険金額）                      第五条（略）</p> <p>2 公庫が貸付債権（その信託の受益権を含む。）を担保として発行される債券その他住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第九項第二号に規定する有価証券について同号の規定により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係（以下「債務保証特定保険関係」という。）については、同項中「貸付金の額」とあるのは、「貸付金（利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の額」とする。</p> <p>第九条 金融機関は、保険事故の発生の日から二月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。ただし、債務保証特定保険関係に基づく保険金については、この限りでない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（保険価額、保険事故及び保険金額）                      第五条（略）</p> <p>2 公庫が貸付債権（その信託の受益権を含む。）を担保として発行される債券その他住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第九項第二号に規定する有価証券について同号の規定により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係（以下「債務保証特定保険関係」という。）については、同項中「貸付金の額」とあるのは、「貸付金（利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。）の額」とする。</p> <p>第九条 金融機関は、保険事故の発生の日から二月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（適格貯金者のあつせん）</p> <p>第六十条 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。</p>	<p>（適格貯金者のあつせん）</p> <p>第六十条 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十項若しくは第十一項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。</p>

改 正 案	現 行
<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第十三項第三号に規定する業務又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定めるものを行う場合における不動産の取得</p> <p>十二〇十九（略）</p>	<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第十二項第三号に規定する業務又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定めるものを行う場合における不動産の取得</p> <p>十二〇十九（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（予算の形式及び内容）                      第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）                      ）、出資に対する配当金（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）及び債務保証料（住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）                      ）、社債の利子（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）                      ）、貸付手数料及び支払方法変更手数料（住宅金融公庫の場合に限る。）並びに附属雑収入とし、支出は、借入金（国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、公営企業金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。）の利子、寄託金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）の利子、住宅金融公庫住宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）                      ）、債務保証に係る弁済金（住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）                      ）、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。</p>	<p>（予算の形式及び内容）                      第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）                      ）、出資に対する配当金（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）及び債務保証料（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）                      ）、社債の利子（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）                      ）、貸付手数料及び支払方法変更手数料（住宅金融公庫の場合に限る。）並びに附属雑収入とし、支出は、借入金（国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、公営企業金融公庫にあつては公営企業債券、住宅金融公庫にあつては住宅金融公庫債券及び住宅金融公庫財形住宅債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。）の利子、寄託金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）の利子、住宅金融公庫住宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）                      ）、債務保証に係る弁済金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）                      ）、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（貸付けの条件）            第九条（略）            2（略）            3 住宅金融公庫法第二十一条の四第一項、第二項、第三項（第六号を除く。）及び第四項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、同条第三項第四号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項まで、<u>第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者</u>」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金通法第七条第一項第一号の規定に該当するもの（譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。）、同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）又は同項第三号の規定に該当するもの」と、同項第七号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、<u>第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの</u>」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「同法第十三条の二第一項又は第二項」と、同項第八号中</p>	<p>（貸付けの条件）            第九条（略）            2（略）            3 住宅金融公庫法第二十一条の四第一項、第二項、第三項（第六号を除く。）及び第四項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、同条第三項第四号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号から第三号までの規定に該当するもの又は同条第五項から第八項まで、<u>第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者</u>」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金通法第七条第一項第一号の規定に該当するもの（譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。）、同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）又は同項第三号の規定に該当するもの」と、同項第七号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、<u>第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの</u>」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「同法第十三条の二第一項又は第二項」と、同項第八号中</p>

「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者  
で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同  
条第四項、第十一項若しくは第十二項の規定による貸付けを受け  
た者」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通  
法第七条第一項第四号の規定に該当するもの」と、「第三十五条  
の二第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場  
合を含む。）若しくは第三項又は第三十五条の三第一項」とある  
のは「同法第十三条の三第一項又は第二項」と読み替えるものと  
する。

4 (略)

(業務の委託)

第十条 (略)

2 住宅金融公庫法第二十三条第二項から第七項までの規定は、前  
項の規定により委託する場合について準用する。

十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同  
条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第  
四項、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者  
とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七  
条第一項第四号の規定に該当するもの」と、「第三十五条の二第  
一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含  
む。）若しくは第三項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「  
同法第十三条の三第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

(業務の委託)

第十条 (略)

2 住宅金融公庫法第二十三条第二項から第六項までの規定は、前  
項の規定により委託する場合について準用する。

北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等） 第八条の二（略） 2）4（略） 5 公庫が、公庫法第十七条第十一項の規定により、北海道の区域内において合理的土地利用耐火建築物等の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる合理的土地利用耐火建築物等内の住宅は、防寒住宅でなければならない。</p>	<p>（住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等） 第八条の二（略） 2）4（略） 5 公庫が、公庫法第十七条第十項の規定により、北海道の区域内において合理的土地利用耐火建築物等の建設をしようとする者に対し、資金の貸付けをすることができる合理的土地利用耐火建築物等内の住宅は、防寒住宅でなければならない。</p>



改 正 案	現 行
<p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第六項又は第七項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。</p>	<p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う第十条第一項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、住宅金融公庫法第二十七条の二第一項、第五項又は第六項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 住宅金融公庫法第二十二條の二の規定は、公庫について準用する。この場合において、同条中「第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする」と、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」と読み替えるものとする。</p> <p>（業務の受託）</p> <p>第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務、同条第十項に規定する保険の業務若しくは同条第十三項第四号（譲り受けた貸付債権又は住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第五条に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。）に規定する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（債券の発行）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 住宅金融公庫法第二十二條の二の規定は、公庫について準用する。この場合において、同条中「第十七条第一項、第二項、第五項、第十項又は第十一項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う」とあるのは「沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする」と、「規定する住宅積立郵便貯金の預金者」とあるのは「規定する住宅積立郵便貯金の預金者その他政令で定める者」と読み替えるものとする。</p> <p>（業務の受託）</p> <p>第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（債券の発行）</p>

第二十七条 (略)

2 } 7 (略)

8 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

9 (略)

第二十七条 (略)

2 } 7 (略)

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

9 (略)

改 正 案	現 行
<p>（住宅金融公庫法等の特例） 第七十七条（略）</p> <p>2）6（略）</p> <p>7 前各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五條第六項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第十二條の三第二項第一号及び第三十一條第二項中「この法律」とあるのは、「この法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、公庫法第十二條の三第二項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号（第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第三項中「前項第一号」とあるのは、「前項第一号（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第四項中「第二項」とあるのは、「第二項（同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第五項中「第二項各号」とあるのは、「第二項各号（同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第十八條中「第十二項」とあるのは、「第十二項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七</p>	<p>（住宅金融公庫法等の特例） 第七十七条（略）</p> <p>2）6（略）</p> <p>7 前各項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五條第六項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條」と、公庫法第十二條の三第二項第一号及び第三十一條第二項中「この法律」とあるのは、「この法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」と、公庫法第十二條の三第二項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号（第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第三項中「前項第一号」とあるのは、「前項第一号（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第四項中「第二項」とあるのは、「第二項（同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第五項中「第二項各号」とあるのは、「第二項各号（同項第一号にあつては、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第十八條中「第十一項」とあるのは、「第十一項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七</p>

条第一項」と、公庫法第二十一条の四第三項各号列記以外の部分中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地（同項第二号の災害復興宅地をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第四号中「第十二項」とあるのは「第十二項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第五号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第七号中「第十二項」とあるのは「第十二項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地、特定災害復興住宅、特定災害復興住宅又は特定災害復興住宅の建設」と、「住宅、災害復興住宅」とあるのは「住宅、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十二項」とあるのは「第十二項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「第八項までの」とあるのは「第八項まで及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の」と、公庫法第二十四条第二項中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十七条第十三項各号」とあるのは「第十七条第十三項各号及び阪神・淡路大震災に対処

条第一項」と、公庫法第二十一条の四第三項各号列記以外の部分中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地（同項第二号の災害復興宅地をいう。以下同じ。）」と、同項第二号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第四号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第五号中「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、同項第七号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地、特定災害復興住宅、特定災害復興住宅又は特定災害復興住宅の建設」と、「住宅、災害復興住宅」とあるのは「住宅、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十三条第三号中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十一項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「第八項までの」とあるのは「第八項まで及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の」と、公庫法第二十四条第二項中「関連利便施設、災害復興住宅」とあるのは「関連利便施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「関連公共施設、災害復興住宅」とあるのは「関連公共施設、災害復興住宅、特定災害復興住宅、災害復興宅地」と、「第十七条第十二項各号」とあるのは「第十七条第十二項各号及び阪神・淡路大震災に対処

するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第二項各号」と、公庫法第三十四条第二項中「災害復興住宅」とあるのは、「災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて整備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関連公共施設、貸付金をもつて補修する災害復興宅地」と、公庫法第三十五条第四項中「又は第十二項」とあるのは「若しくは第十二項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第四項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とす。

8  
(略)

9 公庫は、阪神・淡路大震災により滅失した住宅に阪神・淡路大震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者が、特定建設期間内に、住宅を建設し、若しくは購入し、又は公庫法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十一項前段の規定により、その者に住宅の建設若しくは購入、住宅の建設若しくは購入に付随する土

するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第二項各号」と、公庫法第三十四条第二項中「災害復興住宅」とあるのは、「災害復興住宅、特定災害復興住宅」と、「貸付金をもつて整備する関連公共施設」とあるのは「貸付金をもつて整備する関連公共施設、貸付金をもつて補修する災害復興宅地」と、公庫法第三十五条第四項中「又は第十一項」とあるのは「若しくは第十一項又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項」と、「災害復興住宅」とあるのは「災害復興住宅、災害復興宅地」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項及び第二項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第四項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とす。

8  
(略)

9 公庫は、阪神・淡路大震災により滅失した住宅に阪神・淡路大震災の当時居住していた親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者が、特定建設期間内に、住宅を建設し、若しくは購入し、又は公庫法第十七条第十一項に規定する合理的土地利用耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第十項前段の規定により、その者に住宅の建設若しくは購入、住宅の建設若しくは購入に付随する土地

地若しくは借地権の取得又は合理的土地利用耐火建築物等の建設に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して五年以内の据置期間を設けることができる。

若しくは借地権の取得又は合理的土地利用耐火建築物等の建設に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を五年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して五年以内の据置期間を設けることができる。

改 正 案

現 行

<p>（住宅金融公庫の業務の特例） 第四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第五          条第六項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び高齢者の居          住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第          四十四条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一          条第二項中「この法律」とあるのは、「この法律、高齢者居住法」と          、公庫法第十二条の三第二項第五号中「前各号」とあるのは、「前          各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定          により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中          「前項第一号」とあるのは、「前項第一号（高齢者居住法第四十四          条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と          、同条第四項中「第二項」とあるのは、「第二項（同項第一号にあ          つては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて          適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「第二項各号」と          あるのは、「第二項各号（同項第一号にあつては、高齢者居住法第          四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」          と、公庫法第十八条中「第十二項」とあるのは、「第十二項並          びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若しくは第十一項」          とあるのは、「若しくは第十一項若しくは高齢者居住法第四十四条          第一項」と、公庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは、「前          項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の          四第三項第四号及び第七号中「第十二項」とあるのは、「第十二項          若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前</p>	<p>（住宅金融公庫の業務の特例） 第四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により公庫の業務が行われる場合には、公庫法第          五条第六項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び高齢者の居          住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第          四十四条」と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一          条第二項中「この法律」とあるのは、「この法律、高齢者居住法」と          、公庫法第十二条の三第二項第五号中「前各号」とあるのは、「前          各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定          により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中          「前項第一号」とあるのは、「前項第一号（高齢者居住法第四十四          条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と          、同条第四項中「第二項」とあるのは、「第二項（同項第一号にあ          つては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて          適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「第二項各号」と          あるのは、「第二項各号（同項第一号にあつては、高齢者居住法第          四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」          と、公庫法第十八条中「第十一項」とあるのは、「第十一項並          びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若しくは第十項」と          あるのは、「若しくは第十項若しくは高齢者居住法第四十四条第一          項」と、公庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは、「前項及          び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の第          三項第四号及び第七号中「第十一項」とあるのは、「第十一項若し          くは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前各号</p>
---	--



各号」とあるのは「前各号（第四号及び第七号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七条第一項」とあるのは「高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中「前項」とあるのは「前項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号

「とあるのは「前各号（第四号及び第七号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七条第一項」とあるのは「高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七条第一項」と、同条第二項及び公庫法第三十五条第三項中「前項」とあるのは「前項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第三十五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項（同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十条第六項」と、同条第七号中「

中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第一項中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第四十四条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第十一条中「第八条」とあるのは「第八条（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第一項中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者居住法」という。）第四十四条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第一項（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同法第十一条中「第八条」とあるのは「第八条（高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

改 正 案	現 行
<p>附 則 （住宅金融公庫法の一部改正） 第十一条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第九項中、「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十号（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立行政法人雇用・能力開発機構の」に改める。</p> <p>附則第十七項中、「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十六項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。</p> <p>13 公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第七項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>14 前項の規定により公庫が独立行政法人雇用・能力開発機構から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項、第四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」と</p>	<p>附 則 （住宅金融公庫法の一部改正） 第十一条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第八項中、「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十号（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立行政法人雇用・能力開発機構の」に改める。</p> <p>附則第十七項中、「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十六項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。</p> <p>13 公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。</p> <p>14 前項の規定により公庫が独立行政法人雇用・能力開発機構から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項、第四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」と</p>

あるのは「、第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第三十二条の二第一項中「同条第九項」とあるのは「同条第九項若しくは附則第十三項」とする。

あるのは「、第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第三十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは「同条第八項若しくは附則第十三項」とする。

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六十七 （略） 六十八 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること。 六十九 百二十八 （略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六十七 （略） 六十八 住宅金融公庫の行う資金の融通及び住宅融資保険に関すること。 六十九 百二十八 （略）</p>